



香港の民事訴訟②

民事訴訟の法源

争いの内容により異なるが、例えば、知的財産権に関する争いの場合は、(a)その分野に関する法律と法令(例えば、商標条例、特許条例、著作権条例、コモンロー)の判例(b)知的財産権に関する判例が参照される。契約紛争時は、契約に関する法律判例が参照される。つまり係争内容により参照される法律が異なる。

案件の流れ、進み方や管理方法

弁護士が禁止されていない裁判所の場合、非常に厳格なルールがあり、それらは下記が参照される。
(a) 法令(香港では Ordinance、イギリスでは Act) 例えば、高等法院条例 (High Court Ordinance)、地方法院条例 (District Court Ordinance) など
(b) 付属法令、特に高等法院規則 (Rules of the High Court)、地方法院規則 (Rules of the District Court) などが

最重要である。
(c) 首席裁判官による業務手引き (Practice Directions)
(d) 判例
(e) 年間更新される白書 (White Book 正式名: Hong Kong Civil Procedure) 及び民事訴訟の聖書)

弁護士

香港では、弁護士は (a) ソリスター (solicitor 事務弁護士) と (b) バリスター (barrister 法廷弁護士) の2種類ある。ソリスターとは、法廷での弁論以外の法律事務を取り扱い、クライアントから直接依頼を受けて法的アドバイスを行う者である。一方で、バリスターは上位裁判所である高等法院の原訟法院と上訴法院、そして終審法院における弁論権を独占する者である。

る。バリスターは、法廷での弁論が必要となった時に、ソリスターからの依頼を受けて弁論を行う。クライアントは直接バリスターに依頼するのはもちろん、勝手に連絡することすら禁止されている。

督促状 (demand letter)

香港の訟訴習慣として、いきなり裁判所に訴えを提起することはせず、まず相手方に法律事務所からの督促状を数回送ることが一般的である。督促状を送る理由は、相手方に請求に応じてもらえよう。こちらの本気を訴えるためだけでなく、裁判官へ裁判以外の解決方法を模索したことをアピールする意味もあり、これが極めて重要である。この督促状の送付により

は、固定の費用(経験により様々だが、1日当たり数万香港ドルから数十万香港ドル)を取る。係争金額が大きな複雑な案件では、高度な法律知識と地位があるシニアカウンセラー (Senior Counsel (植民地時代には Queen's Counsel) と言われた)が必要となり、その場合、更にシニアカウンセラーの助手であるジュニアカウンセラーと一緒に雇われないと依頼を引き受けてもらえない。

勝訴した場合、弁護士費用を相手方に請求できるが、おおよそ50〜60パーセントの弁護士費用しか認められないことが多い。知的財産や建築関連は、仲裁でのストラクチャーが整っているため仲裁費用は安価に済むが、ビジネス関連のトラブルの場合の仲裁費用は、訴訟費用より高く

筆者紹介

ANDY CHENG

弁護士 アンディチエン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もあり、ジェトロ相談員も務めている。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com

